

## 措置入院等の国のガイドライン検討会議設置運営要領

## 第 1 趣 旨

この要領は、平成 30 年 3 月に厚生労働省から示された「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、北海道における円滑な運用等を検討するため検討会議を置くこととし、その設置・運営に関し、必要な事項を定めるものである。

## 第 2 設置目的

この検討会議は、ガイドラインで示された事項について、北海道における運用方法等を関係機関の専門的・実務的な見地から検討し、運用方針、マニュアル等を策定することを目的に設置するものである。

## 第 3 検討事項

検討会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 「措置入院の運用に関するガイドライン」に係る道における運用方針及びマニュアルの作成
- (2) 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に係る道における運用方針及びマニュアルの作成
- (3) その他、ガイドラインの検討に関して必要と認められる事項

## 第 4 構成員等

- (1) 検討会議の構成員は次のとおりとする。

ア 医療機関（医師）	2 名
イ 医療機関（PSW）	1 名
ウ 精神保健福祉センター	1 名
エ 道立保健所	4 名
オ 障がい者保健福祉課	1 名

- (2) 検討会議のオブザーバーは次のとおりとする。

・ 北海道警察	1 名
---------	-----

## 第 5 運 営

検討会議に係る庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

## 第 6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、別途定めるものとする。